

# 山口県報

平成18年  
6月30日  
(金曜日)

## 目次

規則	一
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)	一
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)	一
山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)	二
山口県障害者更生センター規則を廃止する規則(障害者支援課)	二
告示	二
山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示の一部改正(学事文書課)	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	三
結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)	三
介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第二十二條第一号に規定する適格研修(長寿社会課)	四
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	四
入会林野整備計画の認可(森林企画課)	四
道路の区域の変更(道路整備課)	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	五
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)	五
公告	五
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定による届出(商政課)	六
土地改良区役員(農村整備課)	六
県営八代西地区ほ場整備事業(第三換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	六
一般競争入札の実施(物品管理課)	七



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第百十八号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一條の五」を「第百三十八條」に改め、「第三十目 鹿野グリーンハイツ(第百十一條の六―第百十一條の八)」を削る。

第九條第一項の表健康福祉部の部障害者支援課の項第三号中、「松光園及び鹿野グリーンハイツ」を「及び松光園」に改める。

「第三十目 鹿野グリーンハイツ」を削る。

第百十一條の六から第百十一條の八までを削る。

附則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第百十九号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二條、第三條(見出しを含む。)、第十二條第二号及び第十七條中「市町村長」を「市町長」に改める。

別記一の一の2の(二)中「二百三十八万五千円」を「二百三十四万二千円」に改め、別

記一の三の三の(一)の表中

二六、四〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇
二七、一〇〇	二七、一〇〇	二七、一〇〇	二七、一〇〇	二七、一〇〇	二七、一〇〇
二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇
二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇
三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇
三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇
三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇

を

二六、四〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇
二七、一〇〇	二七、一〇〇	二七、一〇〇	二七、一〇〇	二七、一〇〇	二七、一〇〇
二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇
二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇
三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇
三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇
三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇

に改め、別記一の三の三の(一)

の表中、「一七、五〇〇」を「一七、四〇〇」に、

一六、九〇〇	一六、九〇〇	一六、九〇〇	一六、九〇〇	一六、九〇〇	一六、九〇〇
一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇
一七、一〇〇	一七、一〇〇	一七、一〇〇	一七、一〇〇	一七、一〇〇	一七、一〇〇
一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇	一七、三〇〇
一七、四〇〇	一七、四〇〇	一七、四〇〇	一七、四〇〇	一七、四〇〇	一七、四〇〇
一七、五〇〇	一七、五〇〇	一七、五〇〇	一七、五〇〇	一七、五〇〇	一七、五〇〇
一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇
一七、七〇〇	一七、七〇〇	一七、七〇〇	一七、七〇〇	一七、七〇〇	一七、七〇〇
一七、八〇〇	一七、八〇〇	一七、八〇〇	一七、八〇〇	一七、八〇〇	一七、八〇〇

に改め、別

記一の六の二中「五十一万円」を「五十万円」に改め、別記一の九の三中「十九万三千円」を「十九万九千円」に、「十五万四千四百円」を「十五万九千二百円」に改める。

別記第十号様式の添付書類2中「計四〇〇」を「計四〇〇」に改める。  
別記第十四号様式中「計四〇〇」を「計四〇〇」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

**山口県規則第二百二十号**

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中七の表を削り、八の表を七の表とし、九の表から十三の表までを一表ずつ繰り上げる。

別表第二中七の項を削り、八の項を七の項とし、九の項から十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の備考1中「及び障害者更生センター使用料」を削る。

附則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

山口県障害者更生センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

**山口県規則第二百二十一号**

山口県障害者更生センター規則を廃止する規則

山口県障害者更生センター規則（昭和五十七年山口県規則第五十六号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。



**山口県告示第三百五十八号**

山口県私立学校審議会の委員の定数に関する告示（昭和二十五年山口県告示第六十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から施行する。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

「第十条」を「第十条第一項」に、「次のように定める」を「十四人とする」に改め、一及び二を削る。

**山口県告示第三百五十九号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
医療法人仁心会仁心会病院	宇部市寿町三丁目三番二七号	二井 関 成	平成一八、三、三一
なかの耳鼻咽喉科クリニック	大字妻崎開作一〇〇の三	二井 関 成	四、三〇
平田皮膚科医院	東本町一丁目一番三号	二井 関 成	三、三一
野瀬内科小児科	山口市大内矢田六二七の一	二井 関 成	三、三一
玖珂クリニック	岩国市玖珂町五一四四の二	二井 関 成	四、三〇
菊地医院	周南市月丘町三丁目二一	二井 関 成	三、二〇
国民健康保険中央病院	玖珂郡錦町大字広瀬一〇七二の一	二井 関 成	三、一九
錦町国民健康保険宇佐出張診療所	大字宇佐六〇七の三	二井 関 成	三、一九
錦町国民健康保険須川診療所	大字須川三三五九	二井 関 成	三、一九
錦町国民健康保険高根診療所	大字宇佐郷一一五七の三	二井 関 成	三、一九
宝迫薬局	周南市本町二丁目三	二井 関 成	五、七

**山口県告示第三百六十号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
医療法人仁心会仁心会病院	宇部市寿町三丁目三番二六号	二井 関 成	平成一八、四、一
荒木皮膚科	上野中町一番八号	二井 関 成	五、
医療法人社団なかの耳鼻咽喉科クリニック	大字妻崎開作一〇〇の三	二井 関 成	五、
野瀬内科小児科	山口市大内長野一五六九の一	二井 関 成	四、
岩国市立錦中央病院	岩国市錦町広瀬一〇七二の一	二井 関 成	三、二〇
医療法人社団玖珂クリニック	玖珂町五一四四の二	二井 関 成	五、一
岩国市立錦宇佐診療所	錦町宇佐六〇七の三	二井 関 成	三、二〇
岩国市立錦須川診療所	錦町須川三三五九	二井 関 成	三、二〇

岩国市立錦高根診療所	錦町宇佐郷一一五七の三	二井 関 成	五、
松島こどもクリニック	光市光井三丁目七番三〇号	二井 関 成	五、
オリブ薬局	宇部市大字東岐波五六〇七の二	二井 関 成	六、
小松薬局	光市光井三丁目七番三三三三号	二井 関 成	五、
トータス薬局柳井店	柳井市柳井一五四八の九	二井 関 成	六、
宝迫薬局	周南市本町二丁目三	二井 関 成	五、八

**山口県告示第三百六十一号**

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	機 関	指 定 年 月 日
恩田歯科診療所	岩国市麻里布町一丁目四番四号	二井 関 成	平成一八、六、一

**山口県告示第三百六十二号**

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

施術者の氏名	施 術 所	所 在 地	指 定 年 月 日
藤本 義秀	湯田整骨院	山口市泉都町七番七号	平成一八、五、一
木下 正規	周南中央整骨院	周南市みなみ銀座二丁目一	四、一五

**山口県告示第三百六十三号**

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月三十日

名 称 所 在 地

医療法人社団なかの耳鼻咽喉科クリニック 宇部市大字妻崎開作一〇〇之三

耳鼻咽喉科かめやまクリニツク 山口市龜山町五番八号

医療法人社団玖珂クリニツク 岩国市玖珂町五一四四の二

うつみ内科クリニツク 柳井市南町四丁目二番一四号

オリーブ薬局 宇部市大字東岐波五六〇七の二

トータス薬局柳井店 柳井市柳井一五四八の九

わかば薬局 " 南町四丁目二番一五号

宝迫薬局 周南市本町二丁目三

山口県知事 二井 関 成

**山口県告示第三百六十四号**

介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第百五十四号)附則第十二条第一号に規定する適格研修は、次のとおりである。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

研 修 の 名 称	研 修 を 行 っ た 者	研 修 を 行 っ た 期 間
「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修	「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会	平成十七年十二月五日から同月八日まで
「介護サービス情報の公表」調査員指導者養成研修	「介護サービス情報の公表」制度施行準備・支援協議会	平成十七年十二月十二日から同月十五日まで
「介護サービス情報の公表」調査員養成研修	山口県	平成十八年三月七日から同月十三日まで

**山口県告示第三百六十五号**

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
田万川町小川地区土地改良区	平成一八、六、二一
阿武郡阿武町福賀土地改良区	" " "

**山口県告示第三百六十六号**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第十一条第一項の規定により、次の入会集団に係る入会林野整備計画を認可した。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
栢木入会林野整備組合	美祢郡秋芳町大字嘉万三八九	安藤 進

**山口県告示第三百六十七号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年六月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類	県道
路 線 名	周東美川線
道路の区域	

区 間	旧新別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備 考
岩国市周東町瀬越字大形二六五の一地先から同市周東町瀬越 同字二六七の四地先まで	新 旧	最狭 一四・二 最広 一九・二	八三・七 八三・七	

山口県告示第三百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称  
白潟(1)地区
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を市道白潟裏線北側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
長門市	仙崎	向山	五八三の四	一号
"	"	"	五三〇の二	二号
"	"	"	五三〇の一	三号
"	"	"	五三〇の一	四号
"	"	向	五三〇の一	五号
"	"	"	五七三の一	六号
"	"	"	五七三の二	七号
"	"	"	五七七の二	八号

山口県告示第三百六十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成十六年山口県告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関成

- 一 関戸(3)の②地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。
- 二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
岩国市	関戸	市の内	七七	一号
"	"	"	三一一	二号
"	"	"	三一一の一	三号
"	"	"	三一一の一	四号
"	"	"	三一一の一	五号
"	"	"	三一一の一	六号
"	"	"	三一一の一	七号
"	"	"	三一一の一	八号
"	"	"	七三〇の一	九号
"	"	客脇	七五	十号
"	"	"	八四	十一号
"	"	"	八五	十二号
"	"	"	四六三の一	十三号
"	"	"	四六三の一	十四号
"	"	"	四六三の一	十五号
"	"	"	四六三の一 地先	十六号
"	"	"	四四八	十七号
"	"	"	四五六の一	十八号
"	"	"	四四二	十九号
"	"	"	七七	二十号



(三五六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年八月十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日

平成十八年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県防災・砂防ボランティア協会

代 表 者 の 氏 名 判野 充昌

主たる事務所の所在地 山口市吉敷三三三六番地一

(三五七) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年六月三十日から同年十月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マルシヨク塩浜店

所在地 下関市彦島田の首町一丁目一番二五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社サンリブ

所 代表者の氏名 北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号 藤村 昌伯

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前一〇時	午前七時
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後八時	午後二時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三〇分から午後八時三〇分まで	午前六時三〇分から翌日の午前零時三〇分まで

四 届出年月日

平成十八年六月二十二日

五 変更年月日

平成十八年七月十三日

(三五八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

千田郷土地改良区 理 事 兼 森 信行 周南市大字安田二二七一

二 退任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏 名 住 所

千田郷土地改良区 理 事 高 谷 堯文 光市大字小周防一一二二二

(三五九) 県営八代西地区ほ場整備事業(第三換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営八代西地区ほ場整備事業の施行に係る第三換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営八代西地区ほ場整備事業(第三換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年七月三日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所



山口県農林水産部農村整備課

(三六〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年六月三十日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

(二) 県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器 一式

(三) 物品の特質等

(四) 入札説明書及び仕様書による。

(五) 納入期限

平成十八年十二月二十八日

(六) 納入場所

山口県立安下庄高等学校ほか三十七箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県出納局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県出納局物品管理課

(三) 受領期限

平成十八年八月九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十八年八月十日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課第二入札室

(二) 日時

平成十八年八月十日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 契約書の作成の要否

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金  
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県出納局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に  
問い合わせる。

#### 十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools and terminals for the prefectural school computer network

(3) Delivery period: December 28, 2006

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Aenosho Senior High School and 37 other places

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 9, 2006  
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 10, 2006)